

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年5月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500873号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。A社には、昭和61年11月1日に入社し、同日から厚生年金保険に加入したはずである。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された採用手続依頼書並びにA社の事業を引き継いだとするB社の事業主の回答及び担当者の陳述により、請求者は、請求期間において、A社に正社員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、上述の採用手続依頼書には、厚生年金保険の加入等に関する記載はなく、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社の事業主及び担当者は、A社に係る請求期間当時の社会保険関係書類及び給与台帳等は、保存年限経過により保有していないが、当該期間当時、同社では、入社後の一定期間を試用期間としており、試用期間中の者については厚生年金保険に加入させておらず、試用期間中の者の給与から厚生年金保険料の控除を行うことはない旨回答及び陳述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和61年12月1日と記録されており、オンライン記録と一致している上、被保険者名簿において、当該被保険者資格取得の届出に係る受付年月日は昭和61年12月15日と記録されており、当該被保険者資格取得の届出が遡って行われた等の不自然な記録は見当たらず、また、請求期間において、被保険者名簿の「健保証(厚年整理)の番号」欄における番号に欠番はない。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与明細書を保有していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。